

論点整理(案)に対するコメントと対応

項目	資料6-8頁 (資料5-8頁)	内容	コメント	対応
(1) 新たに優先的取扱いについて検討すべき事項 ～IP電話による優先的取扱い～	4 (7)	0AB-J IP電話を含む0AB-J電話において災害時優先電話が利用可能であることを要件化することが適切と考えられるのではないかと。	0AB-J電話サービスのうち重要通信機関での利用を想定しないサービス(主として個人向けのサービス)については、災害時優先電話の提供を要件化すべきではない。 (KDDI 沖中構成員)	「なお、災害時優先通信を行うのは「機関」であることに鑑み、重要通信を行う「機関」での利用を想定しないサービス(例:個人向けサービス)は、総務大臣が特に認める場合として災害時優先通信を取り扱わないものを認めるか検討する必要があるのではないかと。」を追記。
(1) 新たに優先的取扱いについて検討すべき事項 ～携帯電話等による優先的取扱い～	5 (8)	携帯電話・PHSを用いた通信ニーズが高いことから、災害時優先通信が利用できることを要件化することが適切と考えられるのではないかと。 (現状は要件化されておらず、緊急通報を提供していなくても事業法違反にはならない)	賛同いたします。 要件化については、重要通信の確保という社会的役割の観点から必要であると考えます。 (弊社としては、災害時優先機能は導入済み) (NTTドコモ 徳広構成員)	賛成意見。
		携帯・PHSについて緊急通報・災害時優先電話が利用可能であることを要件化することが適切と考えられるのではないかと。	携帯・PHSの緊急通報・災害時優先電話の要件化にあたっては、そのサービスの特性を踏まえた要件の規定が必要。(例えば、電波を使用する機器の特性として発信場所を管轄する緊急通報受理機関に接続されない場合があること、及びサービスエリア以外で接続できない場合があることを認める等) (KDDI 沖中構成員)	「例えば」で挙げられている前者のケースは、携帯電話・PHSで緊急通報を扱う場合、事業用電気通信設備規則(昭和六十年四月一日郵政省令第三十号)第三十六条の六で規定されている。 69～70頁を追記。
	「携帯電話・PHSについて緊急通報が利用可能であることを要件化することが適切と考えられるのではないかと。」について	緊急通報が利用可能であるということは、電気通信事業者のみならず、緊急通報受理機関の設備・体制が整っていないと実現できない。特に、新規参入電気通信事業者に対しての要件化の適用は、相手方の事情も勘案して時間的余裕を持	「なお、緊急通報及び災害時優先通信等の要件化に際しては、総務大臣が特に認める場合の扱いを0AB～J番号を用いる電気通信役務の緊急通報と同様に規定することが適切と考えられるのではないかと。」	

			<p>って行っていただきたい。 (イー・モバイル 吉室構成員)</p>	<p>とりわけ、新規参入事業者については、緊急通報受理機関側の対応も必要なため、緊急通報の提供に一定の時間がかかる場合には、提供計画を適切に立てることを前提として、総務大臣が特に認める場合として取り扱うことが適当ではないか。このように、緊急通報等の利用に係る制限がある場合には、電気通信事業者等はその内容を提供条件の概要として説明しなければならないことから(電気通信事業法第 26 条及び電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 2 第 3 項第 5 号)、利用者に対する説明は不可欠である。」を追記。</p>
<p>1 重要通信の取扱いに関する課題の検証 (1) 新たに優先的取扱いについて検討すべき事項 イ 音声以外のサービス(電子メール等)</p>	<p>7-9 (3-5)</p>		<p>要望事項 現在、緊急通報については主に音声通信により、実現されていますが、FAXやメールによる緊急通報へのニーズが増加しています。 (消防庁)</p>	<p>賛成意見。</p>
		<p>電子メールや WEB アクセスといったデータ通信においても、緊急参集連絡等については優先的取扱いとすることが望ましいのではないかと。</p>	<p>電子メールやWEBアクセスといったデータ通信の優先的取扱いを実現するためには、通信事業者網のみならずインターネットの技術仕様や運用ルール等について国際標準によるコンセンサスが必要。</p> <p>「電子メールは一斉送信が可能である。」→「電子メールは同報送信が可能である」と修正。 (電子メールは放送と異なり一対一の個別通信であるため) (KDDI 沖中構成員)</p>	<p>「しかしながら、ベストエフォートで構築されてきたインターネット網では、そもそも優先的取扱いの考え方になじまない面があり、さらに、その実現のための改修費用や運用コストを考慮すると、廉価という特徴が損なわれるおそれがある。このため、上記のような通信の優先的取扱いの実現としては、インターネット網を対象とするのではなく、対象をNGNや統合IP網などの品質やセキュリティを管理できるよう設計されたネットワークに限って検討することが適当ではないか。すなわち、音声</p>

			<p>伝送について優先的取扱いを検討するネットワークについて、データ通信の優先的取扱いを検討することが考えられるのではないか。この際、データ伝送の優先的取扱いには網の改修や標準化などが必要となることに配慮が必要ではないか。」を追記。</p> <p>7頁に修正案文を反映。</p>
	<p>緊急参集連絡やデータ収集の通信は、優先的取扱いが望ましいのではないか。 その際、データ通信の優先的取扱いには、網の改修を要することに配慮することが必要ではないか。</p>	<p>賛同いたします。 データトラフィックの増加が顕著であり、緊急参集連絡やデータ収集の通信の優先的扱いについては検討する必要があると考えます。ただし、他事業者との接続においては、インターネット上のデータ通信確保機能が対処されない状態では、通信事業者でのデータ通信の確保の対策を実施してもデータ通信確保の効果を期待することは困難であると考えます。 (NTTドコモ 徳広構成員)</p>	<p>賛成意見。 7頁「しかしながら、ベストエフォートで構築されてきたインターネット網では、そもそも優先的取扱いの考え方になじまない面があり、さらに、その実現のための改修費用や運用コストを考慮すると、廉価という特徴が損なわれるおそれがある。このため、上記のような通信の優先的取扱いの実現としては、インターネット網を対象とするのではなく、対象をNGNや統合IP網などの品質やセキュリティを管理できるように設計されたネットワークに限って検討することが適当ではないか。すなわち、音声伝送について優先的取扱いを検討するネットワークについて、データ通信の優先的取扱いを検討することが考えられるのではないか。この際、データ伝送の優先的取扱いには網の改修や標準化などが必要となることに配慮が必要ではないか。」</p>
		<p>「電子メール・携帯ウェブ」というキーワードが出てきますが、インターネットプロトコルがベースとなっているサービスなので、通信事業者の網機能の改修に加え、インターネットプロトコル標準規格団体においてその実装を議論する必要があります。 また、電子メールはEnd to Endの送達確認ではなく、送信者→送信側サーバ→受信側サーバ→受信者という流れでデータの送受がされるた</p>	

			<p>め、送信者は送信サーバにメッセージを届けたことを確認できて、受信サーバ・受信者がメールを受け取ったかどうかの確認が取れないため、現状の実装では、送信者が優先的に取り扱われたかどうかを知る術が無いというのが実態ですので、課題の1つだと考えます。</p> <p>(ウィルコム 平澤構成員)</p>	<p>か。」を追記。 10、11 頁を追加。</p>
<p>(1) 新たに優先的取扱いについて検討すべき事項 ウ 緊急通報受理機関への通報方法の多様化</p>	<p>12 (10)</p>	<p>緊急事態に遭遇した当事者からの通報を受け、民間会社・自治体等の第三者が代行して緊急通報するサービスが出現しているが、当事者から代行する機関のオペレーションセンターへの通話等についても、優先的取扱いが出来る仕組みにすることが必要ではないか。</p>	<p>当事者から代行者への通報を優先的に取扱う場合、対象呼の識別方法として 発信端末を優先登録する、代行者への接続番号を特定の番号とする、の二通りが考えられるが、は重要通信機関の端末の優先登録と異なり不特定の契約回線を優先登録することに繋がるため対象端末数を制限することが困難となる、は代行者毎に番号指定が必要となり電気通信番号規則もしくは事業者独自の番号計画に影響する、という課題がある。また、第三者の代行サービスについては、様々なサービス形態が想定されるとともに、莫大な加入者を獲得するケースも否定できないことから、仮に優先取扱いとする場合においては、対象サービスが無制限に広がることや、優先取扱いの対象呼が過剰にならないよう対象を限定するための基準(例えば、社会的弱者を対象としたサービスで、天災・事変等の非常事態において救援等を目的として行われるものであることを担保するための基準)が必要。</p> <p>(KDDI 沖中構成員)</p>	<p>「なお、優先取扱いの対象呼が過剰にならないように対象を限定することが必要ではないか。」及び「実現する手法として、例えば、端末の接続先が、救援等必要な当事者に代わって第三者が緊急通報を代行する機関のみであり、かつ、緊急通報に該当する通信の内容のみを扱う場合は、優先端末にする手法が考えられるのではないか。また、通信の内容が様々である、又は接続先が不特定多数になる端末の場合、代行者への接続番号(0AB～J番号や網内番号等)を特定することにより、優先的接続を行う手法が考えられないか。」を追記。</p>

(3) 重要通信対象機関の追加・削除を検討	15 (13)	<p>重要通信対象機関は必要とする機関のみ規定することを原則とする。追加機関に対しては、(案1)対象機関などからの業務受委託機関、(案2)対象機関の出資子会社、(案3)業種・業務内容による見直しなどについて見直すことが必要ではないか。</p> <p>→研究会としては、災害対応、ライフライン確保、公共の利益のための緊急の通信等を行う者を対象とするものであり、個々の自然人・法人の利益や業務の継続性を確保しようとするより、公益の確保を目指すことの観点からの検討が必要である。</p> <p>また、重要通信を行う機関を増加させることは、災害等の非常時における輻輳・通信障害につながることから、安易に対象機関を増加させないことが必要である。これらについては、本研究会で要望や規模を明確化し、対応することが適当ではないか。</p>	<p>賛同いたします。</p> <p>重要通信対象機関については公益の確保を目指すことの観点等を踏まえ、要望や規模を明確化し、対応する必要があると考えます。また、重要通信対象機関との契約書に、災害復旧業務実施の条項の盛り込み及び契約解除の際の優先電話返却を法的に義務づけることが必要と考えます。(NTT ドコモ 徳広構成員)</p>	<p>賛成意見。</p> <p>17頁「なお、優先通信付与時に契約書や業務委託書が電気通信事業者に提示されるべきことは、契約・業務受委託関係を確認するために必然となるものである。また、契約関係終了後に優先通信扱いが廃止されるべきことは当然であり、例えば、」と修正。</p>
	16 (14)	<p>近年の災害等非常時の対応を踏まえ重要通信対象機関の一定の見直しが必要と考えるが、対象機関を増加させる場合は本研究会でヒアリングを行うなど要望や規模を明確化し対応することが適当ではないか。</p>	<p>対象機関の増加は、限られた NW 資源を多くの重要通信で取り合い、その安定確保を脅かすことにつながるため、必要最小限のものに留めなければならない。また、重要通信機関に対するアンケート結果において優先電話を十分活用していないことが明らかとなった機関については、実態</p>	<p>「なお、既存の重要通信を行う機関については、必要性、配置、運用管理等の実態を踏まえて、必要に応じて重要通信を行う機関の対象外として削除することを検討すべきではないか。」を追記。</p>

			調査の上、必要に応じ対象から外すといった措置も検討すべきである。 (KDDI 沖中構成員)	
	17 (15)	<p>現行の重要通信対象機関の設備保守等担う別会社を重要通信対象機関の追加の対象とする場合、追加対象の定義は次のいずれの案が適当か。</p> <p>現行の重要通信対象機関の設備保守等担う契約機関</p> <p>現行の重要通信対象機関の設備保守等担う子会社</p> <p>現行の重要通信対象機関の設備保守等担う会社の業種</p>	<p>対象機関の判定基準があいまいな場合、優先加入者に該当するかしないかの判定が一定しなかったり、対象機関の範囲や数が企図せず増大する恐れがあるため、具体的な機関を明確化することが望ましい。また判定が正しく行われるように、対象機関の判定を第三者機関で行うことも検討すべきである。</p> <p>項では証拠となる契約書等の書類種別の明確化とその提示義務を課すことが必要。項は対象機関範囲の増大を招く恐れがあり適当でないと考えられる。項は対象社名の具体化が必要。</p> <p>(KDDI 沖中構成員)</p>	<p>「なお、優先通信付与時に契約書や業務委託書が電気通信事業者に提示されるべきことは、契約・業務受委託関係を確認するために必然となるものである。」を追記。</p> <p>また、15 頁追加案2の検討事項欄に「対象範囲が広がる可能性。」及び 17 項に「対象範囲が広がる可能性」を追記。</p>
(4) 電気通信事業者網と自営通信網との役割分担	18 (16)	<p>自営通信網の方がより適している通信であって、現在、電気通信事業者網を利用しているものについては、自営通信網(例:MCA)の導入を検討する必要があるのではないか。</p> <p>電気通信事業者網と自営通信網の役割を再検討し、電気通信事業者網の方がより適している通信については、必要に応じて、十分な災害時優先通信を確保する必要があるのではないか。</p>	<p>賛同いたします。</p> <p>重要通信の確保の必要性を鑑みた場合、電気通信事業者網と自営通信網の役割について検討することは必要であると考えます。</p> <p>(NTT ドコモ 徳広構成員)</p>	賛成意見。
2 重要通信の疎通の確保における課題	20 (18)	<p>携帯電話・PHSにおいて、災害時は無線アクセス区間が輻輳するこ</p>	<p>賛同いたします。</p> <p>なお弊社では、無線アクセス区間の重要通信専</p>	賛成意見。

とその対応 (1) 輻そう発生時の帯域の確保	<p>とが多い。従って、無線アクセス区間の重要通信専用パス通過率の可変設定や、通話規制中でも緊急通報等を非規制とする機能等により、帯域を確保することが必要ではないか。</p> <p>また、音声とパケットの規制を独立に行なう事の出来る仕組みが導入されたことにより、柔軟な運用が可能となっているとともに、緊急呼等の音声通話を確保し、安否確認等の一般の通信は災害伝言板等により確実にこなえるようにすることが適当ではないか。</p>	<p>用パス通過率の可変設定機能、通話規制中でも緊急通報等を非規制とする機能及び回線/パケット分離規制機能についてはすでに導入済みであります。</p> <p>(NTT ドコモ 徳広構成員)</p>	
		<p>(2) 輻そう発生時の帯域の確保</p> <p>PHSはマイクロセルであり、基地局をオーバーラップすることで無線チャネルを確保致します。そのためひとつひとつの基地局で保有している無線チャネルは3チャネル程度と少量であることから、重要通信用にチャネルを確保することは総無線チャネルが大きく減少するため、PHSとしては大きな課題と考えます。</p> <p>なお、マイクロセルであることから無線チャネル容量が大きく、基本的には無線チャネルの輻輳は発生しにくいと考えられます。</p> <p>通話規制中の緊急通報等の優先及び音声とパケットの規制を独立に行うことに関しては問題はないと考えます。</p> <p>(ウィルコム 平澤構成員)</p>	<p>「携帯電話・PHSにおいては、災害時は無線アクセス区間が輻そうすることが多い。」で「PHS」を削除。</p> <p>ただし、PHSに適した輻そう発生時の帯域の確保に努めるべきと考える。</p>

(2) 通信時間の制限及び優先度のクラス分け		<p>p24の「(3)通信時間の制限」についてですが、検討項目の制限対象について、「一般端末のみ / 又は優先端末でも通話時間非制限と制限にクラス分け」とありますが、その部分について、一般端末のみであれば了承できるが、優先端末については検討課題が多すぎるため、また、それについて何も検討を行っていない段階であり、「又は、…クラス分け」の部分削除するか、無理であれば、「ただし、緊急通報受理機関については、非制限とする。」と検討を申し入れたい。 (警察庁)</p>	「(緊急通報を除く)」を追記。
	26 (24)	<p>留意点で記載されているとおり、呼数増加及び再呼増加による交換機負荷増大につながる課題があると考えます。 (ウィルコム 平澤構成員)</p>	26頁「なお、呼数増加による呼処理の量の増大により回線交換機・呼制御サーバの負担が上昇。通信できない利用者による再呼は減少しない一方、通信できた利用者の再呼減少により一定のトラヒック減少が見込まれる。」と記載。また、30頁「電話網における呼数と呼量の関係」でも記載。
	<p>通信時間を制限することで通話呼数を増やせるのではないか。それによって再呼の量が減り輻輳の緩和につながるのではないか。</p>	<p>通話呼数が増える場合、呼処理能力の増強が必要であり多額のコストがかかる。 現状の呼処理能力(平時最繁時間帯の通信品質を担保するもの)では、通信時間制限により見込める呼数増加は限定的である。 発災直後の輻輳時は一般呼の大幅規制を避けられないため、再呼が大幅に減るとは思われない。 (KDDI 沖中構成員)</p>	

<p>(2) 通信時間の制限及び優先度のクラス分け</p> <p>(3) 優先度のクラス分け</p>	<p>26, 36 (24, 34)</p>	<p>災害発生時の輻輳への対策として、現在、発信規制による呼数制限の仕組みで運用しているが、通信時間制限による優先通信の疎通を確保する仕組みの検討が必要ではないか。</p> <p>留意点としては、通信時間制限のコンセンサスが必要であること。また、本施策は無線区間の輻輳に対して有効であると考えられる。その場合、通信制限の時間、制限の対象(優先端末の更なるクラス分け)についての検討が必要ではないか。</p>	<p>・弊社は重要通信専用レーン機能の早期構築により、災害等の輻輳時における重要通信(優先電話・緊急通報)の確保を積極的に推進しているところであります。本機能は専用パス通過率の可変設定が可能であることから重要通信の確保について柔軟に対応可能であると考えます。</p> <p>・優先度のクラス分け及び通信時間の制限機能については、必然的に交換機の処理負荷の増加による輻輳をのリスクを高めることとなります。本機能の検討を進める上では、仕様等を明確化し、必要性、コスト及びネットワークへの影響度等について慎重に検討を進める必要があると考えます。</p> <p>・優先電話付与機関・会社法人等個々のクラス分けについては、第3者機関等での実施が適当であると考えます。</p> <p>(NTT ドコモ 徳広構成員)</p>	
<p>(4) 優先度のクラス分け</p>	<p>36 (34)</p>	<p>優先度のクラス分けの案</p>	<p>案1～3の「事業者への影響」欄において、「変更が必要」は、「新規機能開発が必要」と修正。</p> <p>(KDDI 沖中構成員)</p> <p>災害時優先電話から行った問い合わせに対する回答が優先して疎通する仕組みは必要ないか。例えば、エレベータ協会のプレゼンではセンターから保守員への指示は優先電話で行いたい、保守員からセンターへの報告はメールで良いということになっていましたが、GETSのような仕組みで、保守員からセンターへの報告も「一時的に」優先電話となるような仕組みは必要ないのか。</p> <p>(相田座長)</p>	<p>「システム変更が必要」と修正。</p> <p>「IDポータビリティの活用を検討」と修正。39頁「例えば、IDポータビリティに近い将来実現すれば、これを効果的に活用することにより、可能となるのではないか。」と修正。また、「なお、IDポータビリティ技術については、その研究開発・標準化等が「新世代ネットワーク基盤技術に関する研究開発」の一環として推進されており、また、「次世代IPネットワーク推進フォーラム IP端末部会 開発推進ワーキンググ</p>

				ループ(WG)」において、IDポータビリティ技術の実現に必要な要素が検討されているところである。」を追記。
(4) 優先度のクラス分け	37 (35)	災害等の非常時の輻輳下でも特に重要な通信の疎通を確実に確保するためには優先度のクラス分けが有効ではないか。	<p>現行では輻輳時に接続規制機能を適用して重要通信の帯域を確保しているが、その中で重要通信の疎通が困難になるケースは少なく、さらに携帯の無線アクセス区間においても重要通信専用レーンを設ける等の対策で改善されていることから、現時点で優先度のクラス分けが必要と判断する材料はない。</p> <p>仮に必要性が確認された場合は、適用範囲を限定する等、通信ネットワーク事業者への過度な負担とならないように配慮が必要。</p> <p>JT-Q3401の5つの分類は電話の発ユーザー種別(Calling Party Category)を示すものであり重要通信機関の優先クラスの別を示すものではない。また、NTT東西のNGNの4つの分類は転送パケットの優先クラスを示すものであり重要通信機関の優先クラスを示すものではない。これらを、重要通信機関の優先クラスの分類と同列に書くのは誤解を招くと考える。</p> <p>(KDDI 沖中構成員)</p>	<p>「なお、国内の状況を見ると、TTC標準(JT-Q3401)では、NGNの発ユーザー種別として、オペレータ、一般、優先、試験、公衆の5種類が設定されている。</p> <p>また、NTT東西の次世代ネットワーク(NGN)では、転送パケットの優先クラスとして、最優先、高優先、優先、ベストエフォートの4種類が想定されている。」と修正。</p>
(4) IP化でのネットワーク全体の運用ルール	46 (44)	次世代IPネットワークは、各情報の優先度設定することが可能である。この際、重要通信に関わる優先度については、音声系(緊急通報、優先通信、一般通信)だけでなく、音声以外の重要な通信(画像、映像、データ系等)について、網間インタ	<p>賛同いたします。</p> <p>今後、具体的なサービス分類及び運用について精査し、対策について検討を進めることとします。開発費、設備費等の費用発生については考慮する必要があります。</p> <p>(NTTドコモ 徳広構成員)</p>	<p>賛成意見。</p> <p>「サービス内容や提供時期を踏まえて、」を追記。</p>

		フェース等の共通の運用ルールを速やかに確立する必要があるのではないか。		
		次世代 IP ネットワークの事業者間接続において音声の優先クラスだけでなく音声以外の重要通信について網間インターフェース等の共通の運用ルールを速やかに確立する必要があるのではないか。	NGN 上で相互接続を行う音声以外のサービスや時期が明確でないため現時点では時期尚早と思われる。 (KDDI 沖中構成員)	
(5) 電源確保		IP 電話の停電対策における携帯電話設備への重要通信確保を省令で義務化することが適当。	賛同いたします。 義務化については、重要通信の確保という社会的役割の観点から必要であると考えますが、最終的には利用されるお客様との調整が必要であると考えます。 (NTT ドコモ 徳広構成員)	賛成意見。 「利用者の選択による。」を追記。
	49 (47)		事業者は停電問題のユーザ周知を徹底しているとともに停電時における ONU、HGW、電話機等バックアップ用の UPS について現時点における適切な製品の紹介、取次ぎを行っている。 また、ONU の電源確保について電気通信事業者がメンテナンスフリーで低価格な UPS の開発を支援したらどうかとしている点については、ONU の端末設備化の可能性もあるため、ONU が事業用電気通信設備の場合を前提とすべき。 (KDDI 沖中構成員)	「適切な製品の紹介、取次ぎを行っている」では、課題がすべて解決していないと考えられる。なお、研究会の議論では、法人はUPSの認識が高いが、個人はUPSの認識が低いとあった。 「光回線終端装置 (ONU: 事業用電気通信設備の場合)」と修正。

<p>(6) 復旧優先順位</p>	<p>50 (48)</p>	<p>通信、電力、ガス、水道等の複数の重要インフラ分野の機関間において、復旧にかかる情報の相互連絡・共有体制を強化することが適切と考えられないか？</p>	<p>賛同いたします。 新潟中越沖地震の際、東北電力の供給が絶たれた基地局が複数発生したことから、予備電源のBATT 保持時間と電力供給回復見込みを勘案しながら移動電源車や発動発電機を効果的に手配する必要がありました。その際に、電力会社から必要なタイミングでの停電回復見込みの情報を得ることができませんでした。電力に関する復旧見込み(エリア)の情報連絡について電力会社と通信事業者での相互連絡・共有体制を強化する必要があると考えます。 (NTT ドコモ 徳広構成員)</p>	<p>賛成意見。 「電気通信事業者では、予備電源のバッテリー保持時間と電力供給回復見込みを勘案しながら、移動電源車や発動発電機を効果的に手配することが必要。このため、」を追記。</p>
<p>(7) 災害用伝言板、災害用伝言ダイヤル</p>	<p>51 (49)</p>	<p>携帯電話・PHSの災害用伝言板の横断的検索を早期に実現することが必要ではないか。また、現在各社が行なっている携帯電話・PHSの災害用伝言板について、共同で運用できるのかの検討が必要ではないか。 さらに、災害用伝言板は、認知度が向上するほど役に立つサービスであるため、周知等による利用の促進を引き続き図っていくことが必要ではないか。</p>	<p>実現するには、各社共通のDBサーバーを構築し、各社契約のお客様情報(電話番号、登録内容、端末ID情報)を提供する必要がありますが、各社の費用負担、お客様情報のセキュリティ確保(第三者による運用等)及び各社サーバーとお客様情報のやりとりによるネットワーク負荷の増大に対する対処が必要であります。現在、各社とも登録通知メール機能を具備しているため、災害用伝言板利用方法等の認知度向上により、安否を知らせたい相手が検索する必要性を減少させることが可能です。 (NTT ドコモ 徳広構成員)</p> <p>携帯電話・PHSの災害用伝言板の横断的検索を早期に実現することに関しては、各社のユーザー情報を横断的に管理する仕組みを構築する必要があり、ナンバーポータビリティが始まっている現状では設備の改修が大規模になると想定されます。また、個人情報共有管理のための</p>	<p>51 頁「また、現在各社が行っている携帯電話・PHSの災害用伝言板について、共同で運用できるのかの検討が必要ではないか。」を削除。 53 頁「携帯電話・PHSの災害用伝言板の共同運用の検討」を削除。 51 頁「また、伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことを電子メール自動送信で通知する機能が具備されている。」を追記。</p>

			制度整理(個人情報保護法等)の対応も必要と考えます。 (ウィルコム 平澤構成員)	
3 電気通信事業者間の連携・連絡体制の整備	57 (55)	故障時の相互バックアップの強化について、例えば可搬(車載)型携帯基地局・移動電源車の共通化や光伝送路における相互バックアップが考えられないか。	可搬(車載)型携帯基地局の共通化は、無線通信方式が異なっており、実現は難しいと考えられる。 (KDDI 沖中構成員)	「(無線通信方式が異なる場合はさらに検討が必要)」を追記。
		可搬(車載)型携帯基地局・移動電源車の共通化による相互バックアップ等が考えられないか。 移動電源車の電圧や、差込口の共通化を検討することにより、災害等の非常時において、商用電源や予備電源が途絶した携帯電話基地局等を支援することが可能となるのではないか。	弊社では、可搬(車載)型携帯基地局・移動電源車は、需要、コストを考慮して適切な車両の配備を実施している。このため災害時においては他通信事業者へのバックアップ可能な車両の確保が難しいと考えます。また、仮にバックアップを実施中、他の災害が発生した場合の弊社対応をどうするか等の整理を図る必要があります。可搬(車載)型携帯基地局・移動電源車の配備については自助努力により解消することが望ましいと考えます。 (NTT ドコモ 徳広構成員)	「自助努力を前提としつつも」を追記。
4 緊急通報における課題			要望事項 電気通信事業者が増加することを想定した構造ではないことから緊急通報接続する事業者が増える度に、対応に追われることとなります。このようなことの解決のため、NGNを構築する際には、緊急通報用の網を設けてここに消防機関、電気通信事業者の双方が接続するだけで、緊急通報が実現できるような仕組みが構築できれば、双方にとって利益があり、多様な緊急通報形態が実現されれば、国民にとっても有益と考えます。	緊急通報用の専用網の構築・運用費用の負担の公平性の確保(緊急通報受理機関、電気通信事業者、発信者の費用負担)、責任分担の在り方などを検討する必要がある。 なお、新たな緊急通報の接続事業者が発生した場合、当該事業者向けの受付回線を、既存の受付回線に重畳して受け付けることも可能であり、ダイヤルイン番号を

			この辺りを未来の理想像として提言していただければ良いと考えます。 (消防庁)	設けて事業者を識別することになる。
			携帯電話・PHS からの緊急通報を要件とする場合で端末の位置が不明確な場合、どの受付台に接続すべきか。(相田座長)	69～70 頁を追加。
4 緊急通報における課題 (3) 緊急地震速報やワンセグ等の新たな取組	71 (66)	緊急地震速報の配信には、現在、10 秒程度時間を要するため、短時間に配信できる技術の開発が必要ではないか。	携帯電話への緊急地震速報配信は、2007 年 10 月に気象庁からの一般向け配信が開始された後、一部の携帯電話事業者が自主的にサービス提供を開始したところであり、現在まで実際に速報が携帯電話利用者へ配信されたことはなく、速報の配信時間に係わる実績データとその評価は得られていない。 また、気象庁の下で開催された「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」の最終報告(平成 19 年 3 月)中の同中間報告(平成 18 年 5 月)(*)においても、1 - (3)項「緊急地震速報が利用者に提供されるまでの時間」において、「緊急地震速報の適切な活用にあたっては、伝達に一定の時間を要することに留意する必要がある」と記されており、一定の配信時間を要した上で緊急地震速報を適切に活用すべきことが示されている。 (* http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/saishuuhokoku.pdf 参照)。	修正案文を反映。

		<p>以上のことから、次のような記述が適切と考えられる。</p> <p>セルブロードキャスト技術等()による、緊急地震速報の配信には、現在、10秒程度時間を要するため、今後の運用状況を見ながら適切な配信時間について検討を行い、より短時間に配信できる技術の可能性を見極めた上で当該技術を開発していくことが必要ではないか。</p> <p>()3GPP標準のセルブロードキャスト技術の他に、3GPP2標準のブロードキャストSMS技術が存在する。</p> <p>(KDDI 沖中構成員)</p>	
--	--	---	--